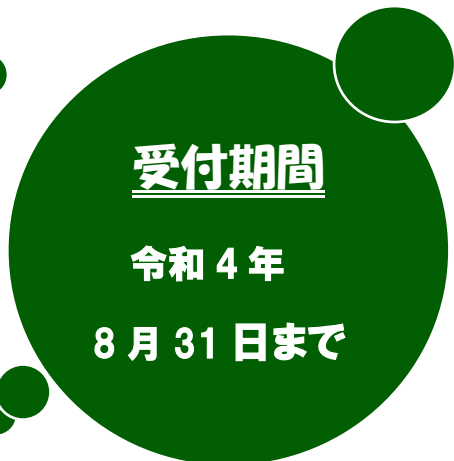


農林水産業者に対する燃料高騰対策緊急支援事業補助金

●趣旨●

燃油価格高騰の影響を受けた農林水産業者の支援を目的として、
令和3年6月から令和4年5月まで任意の3か月間の燃油使用額(消費税相当額を除く)合計が25万円以上となる場合に燃油上昇分(2割相当)のうち最大1/2を補助します。



●事業内容●

対象事業	対象者	対象油種	補助金
農林水産業者が作物を栽培または水産物を漁獲するのに必要とした燃料の購入費用	①海津市内に住所をおく法人または個人で、農業を生業としている方 <u>※兼業農家は除く</u> <u>※定款又は規約を有していない法人は除く</u> ②3か月分の領収書の購入金額の合計(消費税抜き)が25万円以上の方 <u>※3か月分の使用額が25万円以下の場合は補助対象外</u> ③市税等滞納していない方 ④他の公的制度に基づく助成金又は補助金等を受給していない方	①軽油 ②A重油 ③灯油 ④ガソリン <u>※申請は1経営体1油種のみ</u>	補助対象経費(令和3年6月～令和4年5月までの任意の3ヶ月間に対象油種の購入に要した費用の2割相当額で消費税相当額を除く)×1/2(1,000円未満切捨て) <u>※上限30万円</u> ※軽油の免税を受けている方は免税後の金額から消費税を除いた額が補助対象経費です。



●申請に必要なもの●

申請を希望する任意の3か月分の領収書又は支払いが証明できる書類(請求書の場合は通帳の写し等支払い済であることが分かるものが必要です)
 ※作業日報(耕作面積、使用数量に不明点がある場合、確認する場合があります)

△注意事項△

- ①補助金の申請内容に虚偽又は不正があると認められた場合、交付した補助金については、返還となります。
- ②申請にあたって、市税等を滞納していないことを確認する為に滞納等確認の同意欄に署名が必要となります。
 なお、未同意の場合は、申請者にて市税等の未納がない証明書の提出が必要です。(有料/実費)



●問い合わせ先●

海津市農林振興課 (海津市役所東館2階/12番窓口)
 TEL:53-1351 (平日午前8時30分～午後5時15分まで)
 FAX:53-1569

かいづっち*

